

別表第9（第33条、第37条関係）

公共用水域に排出される排水の規制基準（1）

事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

（単位 mg / ）

物質の種類	区分	甲水域				乙水域及び海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設の場合	新設以外の場合
		新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
カドミウム及びその化合物			検出されないこと。	検出されないこと。	カドミウムとして 0.03	カドミウムとして 0.03	カドミウムとして 0.03
シアン化合物			シアンとして 0.5		シアンとして 0.5	シアンとして 1	シアンとして 1
有機燐（りん）化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）			検出されないこと。	検出されないこと。	0.2	0.2	0.2
鉛及びその化合物			鉛として 0.05	鉛として 0.05	鉛として 0.1	鉛として 0.1	鉛として 0.1
六価クロム化合物			六価クロムとして 0.05	六価クロムとして 0.05	六価クロムとして 0.5	六価クロムとして 0.5	六価クロムとして 0.5
砒（ひ）素及びその化合物			砒（ひ）素として 0.01	砒（ひ）素として 0.01	砒（ひ）素として 0.1	砒（ひ）素として 0.1	砒（ひ）素として 0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			水銀として 0.005	水銀として 0.005	水銀として 0.005	水銀として 0.005	水銀として 0.005
アルキル水銀化合物			検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル			0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン			0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン			0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン			0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素			0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1, 2 ジクロロエタン			0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
1, 1 ジクロロエチレン			1	1	1	1	1
シス 1, 2 ジクロロエチレン			0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1, 1, 1 トリクロロエタン			3	3	3	3	3
1, 1, 2 トリクロロエタン			0.06	0.06	0.06	0.06	0.06

1, 3 ジクロロプロペン		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム		0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン		0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ		0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物		セレンとして 0.1	セレンとして 0.1	セレンとして 0.1	セレンとして 0.1	セレンとして 0.1
ほう素及びその化合物		ほう素として 10	ほう素として 10	ほう素として 10	乙水域に排出されるもの にあっては、ほう素として 10 海域に排出されるもの にあっては、ほう素として 230	乙水域に排出されるもの にあっては、ほう素として 10 海域に排出されるもの にあっては、ほう素として 230
ふっ素及びその化合物		ふっ素として 0.8	ふっ素として 0.8	ふっ素として 8	乙水域に排出されるもの にあっては、ふっ素として 8 海域に排出されるもの にあっては、ふっ素として 15	乙水域に排出されるもの にあっては、ふっ素として 8 海域に排出されるもの にあっては、ふっ素として 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものを除く。)		アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(し尿その他生活に起	アンモニア性窒素に0.4を	アンモニア性窒素に0.4を乗じ	アンモニア性窒素に0.4を乗じ	アンモニア性窒素に0.4を	アンモニア性窒素に0.4を	アンモニア性窒素に0.4を

因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係るものに限る。)	乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として100	たもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として100	たもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として100	乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として100	乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として100	乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として100
1, 4 ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
フェノール類	フェノールとして0.005	フェノールとして0.005	フェノールとして0.005	フェノールとして0.05	フェノールとして0.5	フェノールとして0.5
銅及びその化合物	銅として1	銅として1	銅として1	銅として1	銅として1	銅として3
亜鉛及びその化合物	亜鉛として1	亜鉛として1	亜鉛として1	亜鉛として1	亜鉛として1	亜鉛として3
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)	鉄として0.3	鉄として0.3	鉄として0.3	鉄として1	鉄として3	鉄として10
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	マンガンとして0.3	マンガンとして0.3	マンガンとして0.3	マンガンとして1	マンガンとして1	マンガンとして1
クロム及びその化合物		クロムとして0.1	クロムとして0.1	クロムとして1	クロムとして2	クロムとして2
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして0.3	ニッケルとして0.3	ニッケルとして0.3	ニッケルとして1	ニッケルとして1	ニッケルとして1

- 備考 1 「甲水域」とは、第36条第2項に規定する水域をいう。
- 2 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。
- 3 「水質保全湖沼」とは、第36条第2項第1号及び第2号に規定する水域をいう。
- 4 「新設」とは、昭和46年9月11日(別表第10の1(4))に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日)以後に設置された事業所(昭和46年9月11日(別表第10の1(4))に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日)前から建設工事中のものを除く。)をいう。
- 5 「検出されないこと」とは、備考12に定める方法により排水の汚染状態を測定した場合において、次の各号に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ当該各号に定める値を下回ることをいう。
- (1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.001ミリグラム
- (2) 有機燐(りん)化合物 1リットルにつき0.1ミリグラム
- (3) アルキル水銀化合物 1リットルにつきアルキル水銀0.0005ミリグラム
- 6 「 」とは、第36条第1項に規定する事業者に係る同条第3項に規定する物質を含む排水については、排出が禁止されていることを示す。
- なお、第36条第1項に規定する事業者以外の事業者に係る同条第3項に規定する物質を含む排水については、甲水域に係る数値のうち新設以外の場合の数値を適用する。
- 7 6の規定にかかわらず、下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に排水を排出することができない地域において温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。11において同じ。)を利用する第36条第1項に規定する事業者に係るほう素及びその化合物を含む排水については、甲水域に係る数値のうち新設以外の場合の数値

を適用する。

- 8 新設の事業所のうち平成7年2月1日前に設置されているもの（同日前から建設工事中のものを含む。）から甲水域のうち水質保全湖沼以外の水域に排出される排水に係るこの表の適用については、鉛及びその化合物の項中「0.05」とあるのは「0.1」とし、砒（ひ）素及びその化合物の項中「0.01」とあるのは「0.05」とする。
- 9 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
- 10 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
- 11 砒（ひ）素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物及びクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現に湧出している温泉を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
- 12 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
 - (1) カドミウム及びその化合物 規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55.1に定める方法にあっては、規格K0102の55の備考1に定める操作を行うものとする。）
 - (2) シアン化合物 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
 - (3) 有機燐（りん）化合物 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては規格K0102の31.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあっては環境庁告示第64号付表2に掲げる方法
 - (4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあっては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあっては規格K0102の52の備考9に定める操作を行うものとする。）
 - (5) 六価クロム化合物 規格K0102の65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65.1に定める方法）又は規格K0102の65.2.6に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、規格K0170 7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
 - (6) 砒（ひ）素及びその化合物 規格K0102の61に定める方法
 - (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
 - (8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
 - (9) ポリ塩化ビフェニル 規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
 - (10) トリクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (11) テトラクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
 - (12) ジクロロメタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
 - (13) 四塩化炭素 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める

方法

- (14) 1, 2 ジクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (15) 1, 1 ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (16) シス 1, 2 ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (17) 1, 1, 1 トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (18) 1, 1, 2 トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (19) 1, 3 ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (20) チウラム 環境庁告示第59号付表4に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。)
- (21) シマジン 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。)
- (22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法(ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。)
- (23) ベンゼン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法
- (24) セレン及びその化合物 規格K0102の67に定める方法
- (25) ほう素及びその化合物 規格K0102の47に定める方法
- (26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34.1、34.2若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注⁽⁶⁾)第3文を除く。)に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
- (27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K0102の42.2、42.3、42.5又は42.6に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法(ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(c)12)及びc)13)の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く。)又は43.2.3(c)7)及びc)8)を除く。)に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。)
- (28) 1, 4 ジオキサン 環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
- (29) フェノール類 規格K0102の28.1に定める方法
- (30) 銅及びその化合物 規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
- (31) 亜鉛及びその化合物 規格K0102の53に定める方法
- (32) 鉄及びその化合物 規格K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法
- (33) マンガン及びその化合物 規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
- (34) クロム及びその化合物 規格K0102の65.1に定める方法

(35) ニッケル及びその化合物 規格 K 0102 の 59 に定める方法

- 13 新設の事業所以外の事業所（水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 33 号）附則第 2 条第 1 項（同条第 2 項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける特定事業場を除く。）に限る。）から乙水域及び海域に排出される排水に係るこの表の適用については、亜鉛及びその化合物の項中「 3 」とあるのは「 2 」とする。

別表第10（第33条、第37条関係）

公共用水域に排出される排水の規制基準（2）

事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。

1 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量の許容限度

（1）事業所（（2）から（4）までに掲げるものを除く。）に係る排水についての基準

（単位 mg / ）

項目	区分		甲水域				乙水域及び海域	
			水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量	5	20	15	25	25	60		
化学的酸素要求量	5	20	15	25	25	60		
浮遊物質量	15	50	35	70	70	90		

- 備考 1 「甲水域」とは、第36条第2項に規定する水域をいう。
- 2 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。
- 3 「水質保全湖沼」とは、第36条第2項第1号及び第2号に規定する水域をいう。
- 4 「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。ただし、次に掲げる事業所の区分にあっては、それぞれ当該区分に定める日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- （1）廃棄物の最終処分場 昭和62年9月10日
- （2）日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所であって1日当たりの排水の量が50立方メートル未満のもの 平成10年4月1日
- ア 製造業のうち、次に掲げる分類
- （ア）食料品製造業
- （イ）飲料・たばこ・飼料製造業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
- a 管理、補助的経済活動を行う事業所（10 飲料・たばこ・飼料製造業）（bに係るものに限る。）
- b たばこ製造業
- イ 情報通信業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
- （ア）通信業
- （イ）映像・音声・文字情報制作業のうち、次に掲げる分類
- a 管理、補助的経済活動を行う事業所（41 映像・音声・文字情報制作業）（b及びcに係るものに限る。）
- b 新聞業
- c 出版業
- ウ 卸売業、小売業
- エ 不動産業、物品賃貸業のうち、次に掲げる分類
- （ア）不動産賃貸業・管理業のうち、次に掲げる分類
- a 管理、補助的経済活動を行う事業所（69 不動産賃貸業・管理業）（bに係るものに限る。）
- b 駐車場業
- （イ）物品賃貸業
- オ 学術研究、専門・技術サービス業
- カ 宿泊業、飲食サービス業
- キ 生活関連サービス業、娯楽業のうち、次に掲げる分類を除いたもの

(ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所(79 その他の生活関連サービス業)((イ)に係るものに限る。)

(イ) 旅行業

ク 教育、学習支援業

ケ 医療、福祉

コ 複合サービス事業(協同組合(他に分類されないもの)に限る。)

サ サービス業(他に分類されないもの)のうち、次に掲げる分類を除いたもの

(ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所(88 廃棄物処理業)((イ)に係るものに限る。)

(イ) 廃棄物処理業(廃棄物の最終処分場に係るものに限る。)

5 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。

6 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

7 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

(1) 生物化学的酸素要求量 規格K0102の21に定める方法

(2) 化学的酸素要求量 規格K0102の17に定める方法

(3) 浮遊物質 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法

(2) 日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る事業所であって1日当たりの排水の量が20立方メートル未満のもの((3)に該当するものを除く。)、平成10年4月1日前に設置された1日当たりの排水の量が50立方メートル未満のもの(同日前から設置の工事がされているものを含み、(3)又は(4)に該当するものを除く。)及びし尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所((3)又は(4)に該当するものを除く。)に係る排水についての基準

ア 製造業のうち、次に掲げる分類

(ア) 食料品製造業

(イ) 飲料・たばこ・飼料製造業のうち、次に掲げる分類を除いたもの

a 管理、補助的経済活動を行う事業所(10 飲料・たばこ・飼料製造業)(bに係るものに限る。)

b たばこ製造業

イ 情報通信業のうち、次に掲げる分類を除いたもの

(ア) 通信業

(イ) 映像・音声・文字情報制作業のうち、次に掲げる分類

a 管理、補助的経済活動を行う事業所(41 映像・音声・文字情報制作業)(b及びcに係るものに限る。)

b 新聞業

c 出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 不動産業、物品賃貸業のうち、次に掲げる分類

(ア) 不動産賃貸業・管理業のうち、次に掲げる分類

a 管理、補助的経済活動を行う事業所(69 不動産賃貸業・管理業)(bに係るものに限る。)

b 駐車場業

(イ) 物品賃貸業

オ 学術研究、専門・技術サービス業

カ 宿泊業、飲食サービス業

キ 生活関連サービス業、娯楽業のうち、次に掲げる分類を除いたもの

(ア) 管理、補助的経済活動を行う事業所(79 その他の生活関連サービス業)((イ)に係るものに限る。)

(イ) 旅行業

ク 教育、学習支援業

ケ 医療、福祉

- コ 複合サービス事業（協同組合（他に分類されないもの）に限る。）
 サ サービス業（他に分類されないもの）のうち、次に掲げる分類を除いたもの
 （ア） 管理、補助的経済活動を行う事業所（88 廃棄物処理業）（イ）に係るものに限る。）
 （イ） 廃棄物処理業（廃棄物の最終処分場に係るものに限る。）

（単位 mg / ）

生物化学的酸素要求量	130
化学的酸素要求量	130
浮遊物質	160

- 備考 1 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 3 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
 （1） 生物化学的酸素要求量 規格 K 0102 の 21 に定める方法
 （2） 化学的酸素要求量 規格 K 0102 の 17 に定める方法
 （3） 浮遊物質 環境庁告示第 59 号付表 9 に掲げる方法
 （3） し尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所であってし尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下この表において「処理対象人員」という。）が 50 人以下のし尿浄化槽を除く。）を設置する事業所（（4）に該当する事業所を除く。）及び下水道終末処理施設のみを設置する事業所に係る排水についての基準
 ア 処理対象人員が 501 人以上のし尿浄化槽を設置する場合

（単位 mg / ）

項目	区分	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量		25	40
化学的酸素要求量		25	40
浮遊物質		70	80

- イ 処理対象人員が 51 人以上 500 人以下のし尿浄化槽を設置する場合

（単位 mg / ）

項目	区分	新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量		40	130
化学的酸素要求量		40	130
浮遊物質		80	160

- ウ し尿浄化槽以外のし尿処理施設及び下水道終末処理施設を設置する場合

（単位 mg / ）

生物化学的酸素要求量	25
化学的酸素要求量	25
浮遊物質	70

- 備考 1 「新設」とは、平成 10 年 4 月 1 日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
 2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 3 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
 （1） 生物化学的酸素要求量 規格 K 0102 の 21 に定める方法

- (2) 化学的酸素要求量 規格 K 0102の17に定める方法
- (3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法
- (4) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に定める旅館業(下宿営業を除く。以下この表において「旅館業」という。)に属する事業所(これらの事業所から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。)を処理するための事業所を含む。)で1日当たりの排水の量が20立方メートル以上のものに係る排水についての基準
ア 一般基準

(単位 mg /)

区分 項目	事業所の種類	甲水域				乙水域及び海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設の場合	新設以外の場合
		新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
生物化学的 酸素要求量	1日当たりの排水の量が100立方メートル未満のもの	5	90	20	130	25	130
	1日当たりの排水の量が100立方メートル以上のもの	5	40	20	90	25	90
化学的酸素 要求量	1日当たりの排水の量が100立方メートル未満のもの	5	90	20	130	25	130
	1日当たりの排水の量が100立方メートル以上のもの	5	40	20	90	25	90
浮遊物質量	1日当たりの排水の量が100立方メートル未満のもの	10	160	40	200	50	200
	1日当たりの排水の量が100立方メートル以上のもの	10	80	40	160	50	160

- 備考
- 1 「甲水域」とは、第36条第2項に規定する水域をいう。
 - 2 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。
 - 3 「水質保全湖沼」とは、第36条第2項第1号及び第2号に規定する水域をいう。
 - 4 「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中的のものを除く。)であって、1日当たりの排水の量が50立方メートル以上のもの及び平成10年4月1日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中的のものを除く。)をいう。
 - 5 新設以外の事業所のうち平成10年4月1日前に設置されているもの(同日前から建設工事中的のものを含む。)であって、1日当たりの排水の量が50立方メートル未満のものから甲水域のうち水質保全湖沼の水域に排出される排水に係るこの表の適用については、生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の項中「90」とあるのは「130」とする。
 - 6 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 - 7 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
 - (1) 生物化学的酸素要求量 規格 K 0102の21に定める方法
 - (2) 化学的酸素要求量 規格 K 0102の17に定める方法
 - (3) 浮遊物質量 環境庁告示第59号付表9に掲げる方法

イ 昭和49年12月1日前に設置された旅館業に属する事業所（同日前から建設工事中のものを含む。）であって処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽を設置する事業所から排出される排水に係る基準

（単位 mg / ）

生物化学的酸素要求量	40
化学的酸素要求量	40
浮遊物質	80

- 備考 1 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 2 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
 (1) 生物化学的酸素要求量 規格 K 0102 の 21 に定める方法
 (2) 化学的酸素要求量 規格 K 0102 の 17 に定める方法
 (3) 浮遊物質 環境庁告示第 59 号付表 9 に掲げる方法
- 2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数、外観及び臭気の許容限度

項目	区分	甲水域				乙水域及び海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設の場合	新設以外の場合
		新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
水素イオン濃度 (水素指数)		5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)(単位 mg /)		3	3	3	5	5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)(単位 mg /)		3	3	3	5	5	10
大腸菌群数 (単位 個 / cm ³)		1,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
外観		受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。					
臭気		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。					

- 備考 1 「甲水域」とは、第36条第2項に規定する水域をいう。
 2 「乙水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域のうち甲水域及び海域を除く水域をいう。
 3 「水質保全湖沼」とは、第36条第2項第1号及び第2号に規定する水域をいう。
 4 「新設」とは、昭和46年9月11日(1の(4))に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日)以後に設置した事業所(昭和46年9月11日(1の(4))に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日)前から建設工事中のものを除く。)をいう。
 5 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
 6 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
 7 水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(温

泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。

8 排水の測定の方法は、次に掲げる検査項目の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。

(1) 水素イオン濃度 規格K0102の12.1に定める方法

(2) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 環境庁告示第64号付表4に掲げる方法

(3) 大腸菌群数 下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に定める方法

(4) 外観 規格K0102の8に定める方法

(5) 臭気 規格K0102の10.2に定める方法